

埼玉石心会病院の救命救急センターの指定について

1 救命救急センター

(1) 主な要件

ア 原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れるものとする。

イ 24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

ウ 救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床（概ね20床以上）の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有するものとする。

(2) 設置根拠

「埼玉県救命救急センター指定要綱」（平成27年11月4日医第1142号）

「救急医療対策事業実施要綱」（昭和52年7月6日医発第692号）

(3) 県内の状況

令和4年1月31日現在、10病院が救命救急センターに指定されている。

（別紙「救命救急センター位置図」参照）

2 申請医療機関の概要

(1) 名称 社会医療法人財団石心会 埼玉石心会病院

(2) 開設者 石井 暎禧

(3) 管理者 石井 耕士

(4) 所在地 狭山市入間川2丁目37番20号

(5) 病床数 450床（うち救命救急センター専用病床20床）

(6) 診療科目 33科

内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、糖尿病内科、
内分泌・代謝内科、腎臓内科、神経内科、感染症内科、
人工透析内科、緩和ケア内科、外科、呼吸器外科、心臓血管外科、
消化器外科、乳腺・内分泌外科、肛門外科、整形外科、脳神経外科、
形成外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、
耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、
救急科、麻酔科、歯科

3 運営開始予定年月日

令和4年4月1日